

令達綴込仮目録

2005.10.24 校了

目次

令達綴込の整理	...	2
岩手県胆沢郡真城村役場文書（現奥州市）	...	3
磐前県玉露村役場文書（現福島県いわき市）	...	9
栃木県上都賀郡下大久保村役場文書（現鹿沼市）	...	12
栃木県芳賀郡田野辺村役場文書（現市貝町）	...	20
埼玉県入間郡久下戸村戸長役場文書（現川越市）	...	21
京都府与謝郡溝尻村役場文書（現宮津市）	...	22
島根県邑智郡井原村役場文書（現邑南町）	...	42
岡山県安仁神社文書（現岡山市西大寺一宮）	...	43
小田県賀陽郡小三十六区文書（現岡山県総社市）	...	45

一橋大学経済研究所附属
社会科学統計情報研究センター

2014年3月

令達綴込仮目録

令達綴込の整理

令達綴込とは中央省庁、県庁、郡役所等が発令した令達類を各市町村役場が編綴したもの、あるいは役場旧蔵の令達類であることが明白な文書群をさし、〇〇村役場文書として扱う。

明治初期、中央から発令された布告、布達等を各村に順達する際、村々がこれを書き写して保存した「御廻章留」の類は、令達綴込とするが、類似した形態の江戸時代の「御用留」等は除外する。

中央省庁、県庁等が発令した令達を官庁あるいは出版社が編集発行した令達集は、図書としてF909に分類整理されている。

ごく一部であるが、役場文書である令達綴込の数冊が帙入りに整えられ、図書として整理されている例がある。これは、F909の分類はそのまま残して図書として配架し、村役場文書群内では、目録上の記載にとどめ、重出の方法を採用した。

また、一方、様々な内容を含む役場行政文書群の一部に令達綴込が存在する例がある。長野県諏訪郡中洲村役場文書に約40点、岡山県苫田郡久田村役場文書に約30点のほか、栃木県那須郡武茂村役場文書、境村役場文書にも数点の令達綴込がある。令達類の検索の際には、注意が求められる。

請求記号について

文書群番号 - 文書番号

例、1031 - 001 令達綴込 岩手県胆沢郡真城村役場文書 - 文書番号

文書群番号

4桁目の1は令達綴込を表わす（行政文書、経営文書は0で表現）

3桁目と2桁目は府県番号を表わす（例、03岩手県）

1桁目は村役場文書のJISコード順位に従った目録掲載順位

文書番号

文書群中の年代順番号

内容細目について

この文書は保存状態が不良のものが多く、当センターで仮綴じしたものを数点ずつ一括して、一文書として文書番号を与えたものがある。また、発令した県庁や郡役所、保存していた役場により綴られたものもあり、目録記述は布達、達等の内容（布達名）、発令年月、号数のうち各綴りを最も同定しやすいものを採用したために、統一を欠いた内容細目の記述になった。

1031 令達綴込 岩手県胆沢郡真城村役場文書
(現水沢市)

1031-001

【岩手県布令書〔綴り〕】

〔年代〕 [明治 12 年 1～8 月]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 []

〔備考〕・ 学資取扱概則、戸長選挙規則等の県から出された布達類を村が綴ったもの
・ 表紙に「郡村編制関係規則」との墨書があるが内容は異なる
・ 表題は版心による
・ 表記「岩手県布令書」は後筆

1031-002

【岩手県布令書〔綴り〕】

〔年代〕 [明治 12 年 7 月～22 年 12 月]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 []

〔備考〕・ 県から出された布達、達を村が綴ったもの
・ 表題は版心による
・ 表紙欠

1031-003

【県令御達綴】

〔年代〕 明治二十一年一月

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 []

〔備考〕・ 県令第 1～62 号の綴り
・ 当センター作成の帙入り
・ 凶書として整理済み 請求番号 F 909 : I 97
・ 表紙に題名、年代の他に「収税」の墨書あり
・ 巻初に目録あり
・ 県令第 62 号は一部破損

1031-004

【県令達綴】

〔年代〕 明治二十三年

〔巻号〕 記録ノ部

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 []

〔備考〕・ 県令第 1～55 号の綴り (欠号あり)
・ 当センター作成の帙入り

- ・ 図書として整理済み 整理番号 F909 : I 97
- ・ 裏表紙内側に「地方税金収納日計簿 明治十八年度 中野村戸長役場」と墨書あり
- ・ 巻初に目録あり
- ・ 小口に「二十三年県令」と墨書あり

1031-005

【訓令甲号達綴】

〔年代〕 明治二十三年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 庶務掛

- 〔備考〕・ 県から出された管内の郡役所、市役所、町村役場あての訓令甲号綴り
- ・ 当センター作成の帙入り
 - ・ 図書として整理済み 整理番号 F909 : I 97-1

1031-006

【〔訓〕令綴】

〔年代〕 [明治 23～27 年]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 []

- 〔備考〕・ 県から出された郡役所、市役所、町村役場あての訓令甲号の一部で、明治 24 年分は 1031-008「本県訓令綴」に一部収録されている
- ・ 当センター作成の帙入り
 - ・ 図書として整理済み 整理番号 F909 : I 97-1

1031-007

【本県訓令綴】

〔年代〕 明治二十四年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 真城村役場 庶務掛

- 〔備考〕・ 県から出された郡役所、市役所、町村役場等あての訓令甲号綴り

1031-008

【県令綴】

〔年代〕 明治二十四年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 庶務掛

- 〔備考〕・ 県令第 1～40 号の綴り
- ・ 裏表紙裏に「戸数割元払帳 明治十八年七月 中野村外二ヶ村戸長役場」と墨書あり
 - ・ 当センター作成の帙入り
 - ・ 図書として整理済み 整理番号 F909 : I 97

1031-009

【本県告示綴】

〔年代〕 明治二十四年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 真城村役場 庶務掛

- 〔備考〕・ 岩手県告示第 1～81 号の綴り
- ・ 小口に「二十四年告示」と墨書あり
 - ・ 当センター作成の帙入り
 - ・ 図書として整理済み 整理番号 F 909 : I 92-2

1031-010

【県令綴】

〔年代〕 明治二十五年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 真城村役場 庶務掛

- 〔備考〕・ 県令第 1～56 号 (55 号欠) の綴り
- ・ 当センター作成の帙入り
 - ・ 図書として整理済み 整理番号 F 909 : I 97

1031-011

【訓令綴】

〔年代〕 明治二十五年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 真城村役場 庶務掛

- 〔備考〕・ 県から出された郡役所、市役所、町村役場等あての訓令甲号綴り
- ・ 欠号あり、一部は 1031-006 [訓] 令綴に収録されている

1031-012

【本県々令綴】

〔年代〕 明治二十六年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 真城村役場

- 〔備考〕・ 県令第 1～60 号の綴り
- ・ 当センター作成の帙入り
 - ・ 図書として整理済み 整理番号 F 909 : I 97

1031-013

【本県告示綴】

〔年代〕 明治二十六年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 真城村役場

- 〔備考〕・ 岩手県告示第 1～94 号の綴り

- ・ 当センター作成の帙入り
- ・ 図書として整理済み整理番号 F 909 : I 97-2

1031-014

【本県々令綴】

〔年代〕 明治二十七年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 真城村役場

- 〔備考〕・ 県令第 1～47 号の綴り
- ・ 欠号あり
 - ・ 当センター作成の帙入り
 - ・ 図書として整理済み 整理番号 F 909 : I 97

1031-015

【本県訓令綴】

〔年代〕 明治二十八年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 真城村役場

- 〔備考〕・ 県から出された郡役所、市役所、町村役場等あての訓令甲号綴り

1031-016

【本県訓令綴】

〔年代〕 明治三十年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 真城村役場

- 〔備考〕・ 県から出された郡役所、市役所、町村役場等あての訓令甲号綴り

1031-017

【本県々令綴】

〔年代〕 明治三十三年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 真城村役場

- 〔備考〕・ 岩手県報として発行された県令第 1～76 号の綴り

1031-018

【本県訓令綴】

〔年代〕 明治三十三年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 真城村役場

- 〔備考〕・ 県から出された県庁内部署、郡役所、市役所、町村役場等あての訓令甲号綴り
- ・ 岩手県報○号と表記されるものあり

1031-019

【本県々令綴】

〔年代〕 明治三十四年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 真城村役場

〔備考〕・ 岩手県報として発行された県令第 1～76 号の綴り
・ 綴じ糸破損の為、当センターにて再綴

1031-020

【訓令綴】

〔年代〕 明治三十五年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 真城村役場

〔備考〕・ 県から出された県庁内部署、郡役所、市役所、町村役場等あての訓令甲号、乙号及び丁号等の綴り
・ 岩手県報として発行されているものもあり

1031-021

【本県々令綴】

〔年代〕 明治三十五年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 真城村役場

〔備考〕・ 岩手県報として発行された県令第 1～37 号（明治 35 年分）及び県令第 58～62 号（明治 36 年 10 月分）の綴り

1031-022

【県〔訓令〕綴】

〔年代〕 明治三十八年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 [真城村役場]

〔備考〕・ 岩手県報として発行された県庁内部署、郡役所、市役所、町村役場等あての訓令甲号、乙号の綴り
・ 「岩手県統計報告規程」「米産額試刈及農商務統計小票調査手続」は目録に収められているが、綴じ込まれていない

1031-023

【県訓令綴】

〔年代〕 明治三十九年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 岩手県胆沢郡真城村役場

〔備考〕・ 岩手県報として発行された訓令甲号の綴り
・ 収録期間：明治 39 年 1～10 月

- ・ 作成は表紙朱印による

1031-024

【県令綴】

〔年代〕 明治三十九年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 [真城村役場]

〔備考〕・ 岩手県報として発行された県令第 1～62 号の綴り

1031-025

【県訓令綴】

〔年代〕 明治四十三年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 真城村役場

〔備考〕・ 岩手県報として発行された訓令甲号の綴り

1071 令達綴込 磐前県玉露村役場文書

(現いわき市)

- ・ 文書群中最新文書の時代の行政区名を文書群名に併記することを原則としたが、明治8年当時は大区小区制の時代のため、わかり難いので便宜上村名を採用し、また行政文書のみで文書群であるため、玉露村役場文書とした

1071-001

【布告留】

〔年代〕 従明治三年庚午十二月二十二日ヨリ 至同四年辛未十二月晦日迄

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 玉露邑 里正

- 〔備考〕
- ・ 太政官布告、泉藩庁（泉県庁）達等を順達した際、控として写したもの
 - ・ 明治3年12月22日、甘露寺村と玉崎村を合併、玉露村と改称の布告あり
 - ・ 小口書に「明治四辛未年正ヨリ十二マテ」とあり

1071-002

【布告留】

〔年代〕 明治五年壬申従一月 至十二月

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 玉露村 戸長

- 〔備考〕
- ・ 太政官布告等を村々に順達した際、控として写したもの
 - ・ 虫損
 - ・ 背に「第一大区小拾二区 菊多郡玉露村」とあり
 - ・ 挿入文書1あり

1071-003

【御布告留】

〔年代〕 明治六年従朧月 至六月

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 玉露村 伍長

- 〔備考〕
- ・ 太政官、各省、県より戸長、区長に発した諸布令を廻達した際、控として写したもの
 - ・ 背に「菊多郡玉露村」、小口に「明治六年朧月ヨリ六月マデ御布告写」とあり

1071-004

【御布告留】

〔年代〕 明治六年癸酉五月

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 玉露村 伍長

- 〔備考〕
- ・ 各省、県庁よりの達類を順達の際、控として写したもの
 - ・ 虫損

1071-005

【御布告活字版】

〔年代〕 明治六年從九月 [至明治7年12月]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 [玉露村]

- 〔備考〕・ 太政官布告、各省布達、県令達等の綴り
- ・ 布告、布達等が小綴りにされ、夫々に「玉露村」や「明治七年二月十四日会所より請取」等日付が書かれている
 - ・ 綴じ糸破損のため、当センターにて再綴

1071-006

【布告留】

〔年代〕 明治七年甲戌第一月

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 []

- 〔備考〕・ 大十二、十三区会所より各村への順達の際、控として写したもの
- ・ 虫損

1071-007

【御達留】

〔年代〕 明治七年甲戌第八月十八日

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 磐城国菊多郡玉露村 戸長

- 〔備考〕・ 村々に順達された諸達を、控として写したもの
- ・ 収録期間：明治7年8～12月

1071-008

【活字版御達】

〔年代〕 明治八年乙亥第一月

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 第一大区小七区菊多郡玉露村 用掛

- 〔備考〕・ 区長、戸長、用掛あてに発した布告、布達の綴
- ・ 収録期間：明治8年1～8月
 - ・ この時代の用掛は後の村長にあたる

1071-009

【御達留】

〔年代〕 明治八年乙亥第一月

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 菊多郡玉露村 用掛

- 〔備考〕・ 植田会所より各村々用掛に発した主として地租改正に係る土地関係の諸達で、順達の際に控として写したもの

- ・ 表紙に「第一大区小七区植田会所下」とあり

1071-010

【御達留】

〔年代〕 [明治8年1～9月]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 [玉露村 戸長]

〔備考〕・ 村々に廻達された諸達を控として写したもの
・ 表紙欠
・ 後に古書店が綴ったものか

1071-011

【達留】

〔年代〕 [明治8年9～12月]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 [玉露村]

〔備考〕・ 植田会所や磐前県からの諸達を順達の際、控として写したもの
・ 綴じ糸破損のため、当センターで再綴
・ 前欠

1071-012

【活字版布告綴】

〔年代〕 [明治8年9～12月]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 [玉露村]

〔備考〕・ 太政官布告、各省布達等を玉露村で綴ったもの
・ 綴じ糸破損のため、当センターで再綴
・ 表紙欠、前欠か

1091 令達綴込 栃木県上都賀郡下大久保村役場文書
(現鹿沼市)

1091-001

【布告書】

〔年代〕 [明治5年10月～6年3月]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 []

- 〔備考〕・ 太政官、大蔵省等より出された布告、達を栃木県が県下に布達したもの
- ・ 1091-001～003 を当センター作成の帙で一括した内の1つ
 - ・ 文書群名は文書の連続性により推定
 - ・ 表紙に「布告書」と印刷
 - ・ 後欠

1091-002

【布告書】

〔年代〕 明治六稔

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 三志葉

- 〔備考〕・ 太政官、司法省等の布告、達を栃木県が県下に布達したもの
- ・ 「大小区画制置」、「生糸改会社規則」、「管内物産取調」の雛形あり
 - ・ 収録期間：明治6年1～6月
 - ・ 1091-001～003 を当センター作成の帙で一括した内の1つ
 - ・ 作成者は「三志葉」とあるが、文書の連続性により文書群名を推定
 - ・ 表紙に「布告書 明治六稔癸酉如月為之 三志葉氏」と墨書あり

1091-003

【[布告書]】

〔年代〕 [明治6年2～4月]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 []

- 〔備考〕・ 太政官、大蔵省等の布告、達を栃木県が県下に布達したもの
- ・ 「生糸改会社規則追加」あり
 - ・ 1091-001～003 を当センター作成の帙で一括した内の1つ
 - ・ 文書群名は文書の連続性により推定
 - ・ 前欠、後欠

1091-004

【栃木県達編纂】

〔年代〕 明治九年自一月 至六月

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 []

- 〔備考〕・ 栃木県達乙第 1～157 号を編纂したもの
- ・ 1091-004, 005 の 2 冊を当センター作成の帙で一括した内の 1 つ
 - ・ 文書群名は文書の連続性により推定

1091-005

【栃木県達編纂】

〔年代〕 明治九年自七月 至十二月

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 []

- 〔備考〕・ 栃木県達乙第 158～358 号を編纂したもの
- ・ 1091-004, 005 の 2 冊を当センター作成の帙で一括した内の 1 つ
 - ・ 文書群名は文書の連続性により推定

1091-006

【栃木県達編纂】

〔年代〕 明治十年自一月 至六月

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 上都賀郡下大久保村

- 〔備考〕・ 栃木県達乙第 2～186 号を編纂したもの
- ・ 1091-006, 007 の 2 冊を当センター作成の帙で一括した内の 1 つ
 - ・ 表紙に「明治十三年四月十一日着 上都賀郡下大久保村」と墨書あり

1091-007

【栃木県達編纂】

〔年代〕 明治十年自七月 至十二月

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 下大久保村

- 〔備考〕・ 栃木県達乙第 187～373 号を編纂したもの
- ・ 1091-006, 007 の 2 冊を当センター作成の帙で一括した内の 1 つ
 - ・ 表紙に「明治十三年四月十一日着 下大久保村」と墨書あり

1091-008

【栃木県達編纂】

〔年代〕 明治十一年自一月 至六月

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 []

- 〔備考〕・ 栃木県達乙第 5～179 号を編纂したもの
- ・ 1091-008～010 の 3 冊を当センター作成の帙で一括した内の 1 つ
 - ・ 文書群名は文書の連続性により推定

1091-009

【栃木県達編纂】

〔年代〕 明治十一年自七月 至十二月

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 []

- 〔備考〕・ 栃木県達乙第 183～344 号を編纂したもの
・ 1091-008～010 の 3 冊を当センター作成の帙で一括した内の 1 つ
・ 文書群名は文書の連続性により推定

1091-010

【栃木県達編纂】

〔年代〕 明治十二年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 []

- 〔備考〕・ 栃木県達乙第 11～152 号を編纂したもの
・ 1091-008～010 の 3 冊を当センター作成の帙で一括した内の 1 つ
・ 文書群名は文書の連続性により推定

1091-011

【〔栃木県布達綴り〕】

〔年代〕 明治〔12 年 2～12 月〕

〔点数〕 綴り有り 18

〔作成〕 下大久保村

- 〔備考〕・ 栃木県が管内に出した布達、達類の綴り
・ 収録期間：明治 11 年 12 月～12 年 12 月
・ 綴り 18 点を当センター作成の帙で一括
・ 題名,年代は帙の題箋による
・ 綴り 1 頁目に「下大久保村」及び到着日の墨書のあるものあり
・ 内容細目
〔1〕 明治 11 年 12 月, 12 年 2 月
・ 栃木県布達甲、乙号
・ 「栃木県管内各地物価表 明治十一年十二月」あり
・ 戸数割賦課に関する諭告あり
〔2〕 明治 12 年 5, 6 月
・ 栃木県布達甲、乙号
・ 「地下割税戸数割税徴収法」、「営業税雑種税賦課規則」あり
〔3〕 明治 12 年 6, 7 月
・ 主に太政官、大蔵省等の布達を県が布達したものと県が戸長役場あてに出した達等
〔4〕 明治 12 年 7 月 1 日
・ 栃木県達を上都賀郡達第 51 号として戸長役場にあてた県達乙第 170～181 号
・ 「営業税雑種税賦課規則取扱手続」あり

- [5] 明治12年7月5～28日
 - ・栃木県布達、達等
 - ・「栃木県管内各地物価表 明治十二年四月」、「栃木県管内各地物価表 明治十二年五月」あり
- [6] 明治12年7月16, 18日
 - ・栃木県布達
 - ・師範学校志願者募集に関する布達等あり
- [7] 明治12年7月25日～8月14日
 - ・栃木県布達、達、諭達、報告等
 - ・コレラに関する太政官公布、内務省衛生局報告あり
- [8] 明治12年8月16, 17日
 - ・栃木県布達（開拓便）、諭達、広告（勸業課）、報告（文部省）等
 - ・1頁目欄外に「八月二十五日送着」と墨書あり
- [9] 明治12年8月16～25日
 - ・栃木県布達、達、諭達等
 - ・第2回「内国勸業博覧会規則」あり
- [10] 明治12年8月25日～9月20日
 - ・栃木県布達（太政官布告、大蔵省布達、）達等
 - ・県勸業課広告あり
- [11] 明治12年9月25日～10月3日
 - ・栃木県布達（太政官布告）、達等
 - ・麻苧製造販売の新規営業者に関する達あり
- [12] 明治12年10月2～6日
 - ・栃木県布達（工部省布達）、戸長役場あての達等
- [13] 明治12年10月9～15日
 - ・栃木県布達（太政官布告）、戸長役場あての達等
 - ・「毎年一月一日現在戸数人口調」の雛形及び「取調方心得書」あり
 - ・下大久保村の年齢区分表（明治14年1月1日現在）あり
- [14] 明治12年10月13日～11月1日
 - ・栃木県布達「内国勸業博覧会区分目録」、上都賀郡長から戸長にあてた営業税雑種税に関する地第42号達等
- [15] 明治12年10月30日～11月10日
 - ・栃木県布達（大蔵省、陸軍省等の布達）及び国税に関する雛形の字句訂正について県達
- [16] 明治12年11月20～25日
 - ・栃木県布達、達（徴兵令改正）等
- [17] 明治12年11月24日～12月2日
 - ・栃木県布達、達、広告等
 - ・「栃木県下虎列刺病患者表」あり
- [18] 明治12年12月3～18日
 - ・徴兵令による年齢の届出に関する布達及び県勸業課広告等

1091-012

【栃木県布達綴】

〔年代〕 [明治 13 年 1～6 月]

〔点数〕 綴り有り 21

綴り無し 1

〔作成〕 下大久保村

〔備考〕・ 栃木県が管内に出した布達、達類の綴り

・ 太政官等中央よりの布告、布達は県が「翻刻」して発令（明治 11 年以前は県が布達として発令）

・ 綴り 21 点、綴り無し 1 点を当センター作成の帙で一括

・ 題名、年代は帙の題箋による

・ 綴り 1 頁目に「下大久保村」及び到着日の墨書のあるものが多い

・ 綴り 1 頁目に「〇月〇〇日翻刻頒布」と印刷されているものが多い

・ 内容細目

[1] 明治 13 年 1 月

・ 内務、大蔵、陸軍等の布達及び栃木県布達、達等

・ 「明治十三年徴集人員表」あり

[2] 明治 13 年 1～3 月

・ 町村会規則の県布達甲第 1 号他

[3] 明治 13 年 1 月

・ 朝鮮国咸鏡道元山津開港につき布告及び金録公債に関する布達

[4] 明治 13 年 2, 3 月

・ 栃木県学務課報告、太政官布告等

[5] 明治 13 年 4 月

・ 太政官布告「郡区町村編制法」の追加他県布達等

[6] 明治 13 年 5 月

・ 町村会等の規則についての質問に関する県通達他布達甲号等

[7] 明治 13 年 5 月

・ 大蔵省布達甲 58～63 号及び司法省布達甲 1, 2 号

[8] 明治 13 年 5 月

・ 大蔵省布達甲 53, 57 号及び開拓使布達甲 5 号等

[9] 明治 13 年 5 月

・ 栃木県布達甲 77～83 号

[10] 明治 13 年

・ 栃木県布達甲 78～83 号, 乙 27 号、太政官布告 22 号等

[11] 明治 13 年 5～6 月

・ 栃木県布達甲 84～87 号

[12] 明治 13 年 6 月

・ 栃木県学務課報告 21 号、栃木県第 1 回衛生会成議録、太政官布告等

[13] 明治 13 年 6 月

・ 「栃木県勸業課報告第廿五号」と栃木県布達甲第 88, 93～99 号、栃木県達乙第 30 号

- [14] 栃木県勸業課広告 26, 27 号
- [15] 太政官布告 23, 24 号等
- [16] 「公立病院往診規則」
- [17] 地方税に関する布達及び「栃木県勸業課報告第廿五号」等
- [18] 営業税雑種税税額改正に関する布達等
- [19] 勸業区割及び勸業委員に関する布達
- [20] 警察区改正に関する布達他
- [21] 勸業課広告第 19 号、営業税、雑種税類税額改正、勸業区、勸業委員に関する布達等
- [22] 「栃木県学事条例 明治十三年一月制定」(後欠)

1091-013

【[栃木県布達綴り]】

[年代] [明治 13 年 7~12 月]

[点数] 綴り有り 27

綴り無し 1

[作成] 下大久保村

[備考]・ 栃木県より管内に発した布達綴り

- ・ 太政官等中央よりの布告、布達は県が「翻刻」して発令
- ・ 綴り 27 点、綴り無し 1 点を当センター作成の帙で一括
- ・ 題名、年代は帙の題箋による
- ・ 各綴りの 1 頁目に「下大久保村」と到着年月日の墨書あり
- ・ 内容細目
 - [1] 「貧民救療規則」、「伝染病予防規則」等
 - [2] 「栃木県警察署甲部気脈線路」他 (一部は [1] と重複)
 - [3] 「公立小学校教則」等
 - [4] 「明治十三年七月改正営業税雑種両税規則」
 - [5] 「栃木県学事条例改正」の布達
 - [6] 栃木県布達第 132, 133 号
 - [7] 「酒造桶類取扱手続書」他
 - [8] 主に栃木県会議員改選に際しての選挙関係布達等
 - [9] 栃木県布達甲第 134~137 号、達乙第 146 号、中央よりの布達甲 93, 95 号、布達第 17 号
 - [10] 栃木県布達甲第 145~147 号
 - [11] 「内国地質調査施行之主意」他
 - [12] 「種痘人員表」他
 - [13] 「学務委員事務取扱心得」他
 - [14] 「出産流産死亡届並び埋葬規則」は [13] と重複
 - [15] 栃木県布達甲第 168 号 (地券証紛失届)
 - [16] 「虎列刺病予防事務規定 同避病院規則」他
 - [17] 学務委員、小学校教員あての栃木県論達丙第 51 号他
 - [18] 工部省よりの布達第 18 号「電信賃銭表」(「翻刻」)

- [19] 「酒類製造人心得書」他
- [20] 小学校補助金に関する布達甲第 180 号他
- [21] 栃木県布達甲第 199～203 号
- [22] 栃木県布達甲第 199～203 号及び達乙第 60 号
- [23] 栃木県布達甲第 204～207, 210 号他
- [24] 大蔵省布達甲第 132 号（「翻刻」）
- [25] 「徴兵事務条例追加及改正」他
- [26] 小学校補助金に関する布達他
- [27] 大蔵省布達甲第 139, 140 号他（「翻刻」）
- [28] 太政官布告第 55 号（翻刻）他

1091-014

【[栃木県布達綴り]】

[年代] [明治 14 年 1～3 月]

[点数] 綴り有り 8

[作成] 下大久保村

[備考] ・ 栃木県布達、達、通達及び中央省庁からの布告、布達等の翻刻の綴り（明治 13 年 6 月 21 日 甲第 120 号を含む）

- ・ 綴り 8 点を当センター作成の帙で一括
- ・ 題名、年代は帙の題箋による
- ・ 内容細目
 - [1] ・ 下久保村作成の綴りの内容を列記した表紙つき、「第壱号」と表記あり
 - ・ 栃木県勸業課広告、小学校補助金配当に関する布達等
 - [2] 陸軍教導団諸兵科生徒召募についての甲号布達、郡役所、戸長役場あての達は宛先を列記する旨の乙号達等
 - [3] 小学校設置に関する甲号布達、雇人受宿取締規則に関する甲号布達等
 - [4] 生薬製薬取調に関する通達、「製薬統計表」、「氷製造人並販売人取締規則」等
 - [5] 通常県会開会の旨の甲号布達、「栃木県勸業課広告第三十三号」他
 - [6] 「職工人員取調方心得」、「職工人員表雛形」、「明治十四年徴集人員表」（陸軍省布達の「翻刻」）等
 - [7] 「備荒儲蓄施行規則」等
 - [8] 中央省庁よりの布告、布達類の翻刻

1091-015

【[栃木県布達綴り]】

[年代] [明治 14 年 4 月～6 月]

[点数] 綴り有り 14

綴り無し 1

[作成] 下大久保村

[備考] ・ 綴り 14 点、綴り無し 1 点を当センター作成の帙で一括

- ・ 題名、年代は帙の題箋による
- ・ 各綴りの 1 頁目に「下大久保村」と到着年月日の墨書（一部朱書）あり

・ 内容細目

- 〔1〕 地券証及び行商鑑札等紛失届に関する布達甲第 65 号他
- 〔2〕 官有林下草刈に関する甲号布達他
- 〔3〕 町村立小学校設置の区域並び校数に関する甲号布達他
- 〔4〕 小学校設置に関する布達（〔3〕 と重複）
- 〔5〕 農商務省設置の旨布告（翻刻）、「栃木県衛生課報告第貳号」他
- 〔6〕 「後備軍司令部条例」他
- 〔7〕 「栃木県勸業課広告第三十四号」他
- 〔8〕 地方税賦課徴収規則に関する布達他
- 〔9〕 明治 13 年度下半ケ年小学校補助金に関する甲号布達他
- 〔10〕 小学校補助金に関する甲号布達（〔9〕 と重複）
- 〔11〕 「陸軍武官結婚条例」他
- 〔12〕 「農事通信規則」（甲号布達）他
- 〔13〕 「農事通信規則」（〔12〕 と重複）
- 〔14〕 「栃木県勸業廣告第三十五号」
- 〔15〕 「栃木県勸業課広告第三拾六号」他

1092 令達綴込 栃木県芳賀郡田野辺村役場文書
(現市貝町)

1092-001

【栃木県令達月集】

〔年代〕 [明治19年11月～22年1月]

〔点数〕 綴り有り 20

〔刊行〕 栃木県第一部文書課

〔編著者〕 栃木県第一部文書課

〔備考〕・ 明治19年10月13日以降の栃木県令達を下野新聞に掲載したものを月報として収録発行し、町村に配布したもの

- ・ 20冊を当センター作成の帙で一括
- ・ 表紙に各年の発令日に相当する巻号の記入あり（欠号あり）
- ・ 各綴りの表紙に配布先である「田野辺村分」「田ノ辺」等の墨書、朱書あり
- ・ 内容細目

〔1〕 明治十九年十一月 第二号

〔2〕 明治十九年十二月 第三号

〔3〕 明治二十年一月 第壹号

〔4〕 明治二十年四月 第四号

〔5〕 明治二十年五月 第五号

〔6〕 明治二十年六月 第六号

〔7〕 明治二十年七月 第七号

〔8〕 明治二十年八月 第八号

〔9〕 明治二十年九月 第九号

〔10〕 明治二十年十月 第十号

〔11〕 明治二十年十一月 第拾一号

〔12〕 明治二十年十二月 第拾貳号

〔13〕 明治二十一年一月 第壹号

〔14〕 明治二十一年二月 第貳号

〔15〕 明治二十一年三月 第三号

〔16〕 明治二十一年四月 第四号

〔17〕 明治二十一年五月 第五号

〔18〕 明治二十一年六月 第六号

〔19〕 明治二十一年十二月 第十二号

〔20〕 明治二十二年一月 第一号

1111 令達綴込 埼玉県入間郡久下戸村戸長役場文書
(現川越市)

1111-001

【本県乙号報告号御布告】

〔年代〕 明治十三年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 入間郡久下戸村戸長役場

〔備考〕・ 県よりの乙号達(1~73号 欠号あり)と報告1~20号を戸長役場で綴ったもの
・ 古書店が製本した表紙には「埼玉県御布告 四」とあり
・ 表紙には題名、年代、作成者の他に「四冊ノ内」(墨書)、「第三号」(朱書)の記述あり

1111-002

【〔本県甲号布達〕】

〔年代〕 [明治14年]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 [入間郡久下戸村戸長役場]

〔備考〕・ 県よりの甲号布達(3~120号 欠号あり)を戸長役場が綴ったものと推定
・ 古書店が製本した表紙には「埼玉県御布告 二」とあり
・ 戸長役場作成の綴りの表紙欠

111-003

【本県乙号報告号御布告】

〔年代〕 明治十四年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 入間郡久下戸村戸長役場

〔備考〕・ 県よりの乙号達(3~67号)、報告(1~13)を戸長役場が綴ったもの
・ 古書店が製本した表紙には「埼玉県御布告 二」とあり
・ 戸長役場作成の表紙には題名、作成者の他に「四冊ノ内」(墨書)、「第三号」(朱書)の記述あり

1111-004

【〔入間 高麗郡乾号布達 坤号達 報告〕】

〔年代〕 [明治15年]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 [入間郡久下戸村戸長役場]

〔備考〕・ 郡役所より発令した布達、達、報告等を戸長役場が綴ったもの
・ 古書店が製本した表紙には「埼玉県御布告 三」とあり

1261 令達綴込 京都府与謝郡溝尻村役場文書
(現宮津市)

1261-001

【京都府布令書】

〔年代〕 明治十一年

〔点数〕 綴り有り 1

綴り無し 1

〔作成〕 溝尻村

〔備考〕・ 京都府が出した達（府県通信仮規則等）や中央から出された布達の一部（国立銀行規則 一部破損）を京都府達として府が管内に発令したもの
・ 題名、年代は版心による
・ 作成は「溝尻村」の墨書による

1261-002

【京都府布令書】

〔年代〕 明治十二年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 []

〔備考〕・ 京都府が出した達と中央各省から出された布達とを京都府達として府が管内に発令したものの綴り
・ 表紙欠
・ 題名、年代は版心による

1261-003

【京都府布令書】

〔年代〕 明治十三年

〔巻号〕 [1]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 []

〔備考〕・ 京都府が出した達と中央各省から出された布達とを京都府達として府が管内に発令したものの綴り
・ 収録期間：明治 13 年 1～3 月
・ 第 1～118 号
・ 表紙欠
・ 題名、年代は版心による

1261-004

【京都府布令書】

〔年代〕 明治十三年

〔巻号〕 [2]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 []

〔備考〕・ 京都府が出した達と中央各省から出された布達、布告とを京都府達として府が管内に発令したものの綴り

・ 収録期間：明治 13 年 4～6 月

・ 第 119～275 号

・ 表紙欠

・ 題名、年代は版心による

・ 巻頭付箋に「明治十三年布告 従第百十九号 至二百七十五 四五六月分」とあり

1261-005

【京都府布令書】

〔年代〕 明治十三年

〔巻号〕 [3]

〔点数〕 綴り有り 2

〔作成〕 []

〔備考〕・ 京都府が出した達と中央各省から出された布達とを京都府達として府が管内に発令したものの綴り

・ 収録期間：明治 13 年 7～9 月

・ 第 276～361 号

・ 表紙欠

・ 巻首付箋に「明治十三年布告 従第二百七十六号 至三百六十壹七八九月分」とあり

・ 題名、年代は版心による

・ 第 335～337 号は綴りから欠落、当センターで補修再綴

1261-006

【京都府布令書】

〔年代〕 明治十三年

〔巻号〕 [4]

〔点数〕 綴り有り 2

〔作成〕 []

〔備考〕・ 京都府が出した達と中央各省から出された布達、布告とを京都府達として府が管内に発令したものの綴り

・ 収録期間：明治 13 年 10～12 月

・ 表紙欠

・ 題名、年代は版心による

・ 内容細目

〔1〕 第 364～500 号

〔2〕 第 483 号（京都女学校女紅場規則教則並びに課業改正）は重複

1261-007

【京都府布令書】

〔年代〕 明治十三年

〔点数〕 綴り有り 2

〔作成〕 []

〔備考〕・表紙欠

・題名、年代は版心による

・内容細目

〔1〕・京都府府令書（第 260, 310, 311, 382 号等）の別冊として出された規則（伝染病予防法心得等）の綴り

・巻首にある京都市街町名の組分けの所属不明

〔2〕明治 13 年 8 月 28 日付第 332 号及び 334 号の綴りで破損文書

1261-008

【京都府布令書番外】

〔年代〕 明治十三年

〔点数〕 綴り有り 2

綴り無し 1

〔作成〕 []

〔備考〕・京都府布令書番外として京都府が出した第 1～4, 6～20 号の綴り

・表紙欠

・題名、年代は版心による

・綴じ糸破損のため、再綴した際 2 綴りとなる

・番外第 13 号は重複

1261-009

【〔京都府達〕】

〔年代〕 [明治 13 年]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 []

〔備考〕・京都府が郡区役所宛に出した達の綴り

・表紙欠

1261-010

【〔京都府達番外〕】

〔年代〕 [明治 13 年]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 []

〔備考〕・京都府が戸長等に出した達の番外綴り

1261-011

【〔京都府上・下京区達〕】

〔年代〕 [明治 13 年]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 []

〔備考〕・ 京都府上下両区長が区内へ出した達の綴り

1261-012

【京都府布令書】

〔年代〕 明治十四年一月

〔点数〕 綴り有り 3

〔作成〕 溝尻村

〔備考〕・ 京都府が出した達と中央省庁から出された布達、布告とを京都府達として府が管内に発令したものの綴り

- ・ 表紙欠
- ・ 題名、年代は版心による
- ・ 作成は綴り 1 頁目に記された「溝尻村」の墨書による
- ・ 内容細目

〔1〕 明治 14 年 1 月 6～17 日発令の綴り

〔2〕 明治 14 年 1 月 19, 22, 25, 29 日発令の綴り

〔3〕 明治 14 年 1 月 25～31 日発令の綴り

1261-013

【京都府布令書】

〔年代〕 明治十四年二月

〔点数〕 綴り有り 4

〔作成〕 溝尻村

〔備考〕・ 京都府が出した達と中央省庁から出された布達、布告とを京都府達として府が管内に発令したものの綴り

- ・ 題名、年代は版心による
- ・ 作成は綴り 1 頁目に記された「溝尻村」の墨書による
- ・ 内容細目

〔1〕 明治 14 年 2 月 1～10 日

〔2〕 明治 14 年 2 月 14～22 日

〔3〕 明治 14 年 2 月 23～28 日

〔4〕 明治 14 年 2 月 24 日～3 月 4 日

1261-014

【京都府布令書】

〔年代〕 明治十四年三月

〔点数〕 綴り有り 5

〔作成〕 溝尻村

〔備考〕・ 京都府が出した布達（甲号）及び達と、中央省庁から出された布達、布告とを京都府普達として府が管内に発令したものの綴り

- ・ 題名、年代は版心による
- ・ 作成は綴り 1 頁目に記された「溝尻村」の墨書による
- ・ 内容細目

- [1] 凶荒曆及び明治14年3月4～7日
- [2] 明治14年3月7日
- [3] 明治14年3月12～24日（京都府布達）
- [4] 明治14年3月14～31日
- [5] 明治14年3月22～31日

1261-015

【京都府布令書】

〔年代〕 明治十四年四月

〔点数〕 綴り有り 7

〔作成〕 溝尻村

〔備考〕・ 京都府が出した布達（甲号）と中央省庁から出された布達、布告とを京都府普達（布号）として京都府が管内に発令したものの綴り

- ・ 題名、年代は版心による
- ・ 作成は綴り1頁目に記された「溝尻村」の墨書による
- ・ 内容細目

- [1] 明治14年3月31～29日
- [2] 明治14年3月31日～4月6日
- [3] 明治14年4月6～15日
- [4] 明治14年4月7～27日
- [5] 明治14年4月8～16日
- [6] 明治14年4月20～28日
- [7] 明治14年4月21日～5月7日

1261-016

【京都府布令書】

〔年代〕 明治十四年五月

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 溝尻村

〔備考〕・ 京都府が出した布達（甲号）、告諭と中央省庁から出された布達を京都府普達（布号）として京都府が管内に発令したものの綴り

- ・ 明治13年京都府下農産収穫調あり
- ・ 綴り破損のため、当センターにて再綴
- ・ 題名、年代は版心による
- ・ 作成は綴り1頁目に記された「溝尻村」の墨書による

1261-017

【京都府布令書】

〔年代〕 明治十四年六月

〔点数〕 綴り有り 3

〔作成〕 溝尻村

〔備考〕・ 京都府が出した布達（甲号）と中央省庁から出された布達を京都府普達（布号）とし

て京都府が管内に発令したものの綴り

- ・ 題名、年代は版心による
- ・ 作成は綴り 1 頁目に記された「溝尻村」の墨書による
- ・ 内容細目
 - [1] 布 50, 51 号 (米麦大豆煙草菜種共進会規則)
 - [2] 布 57 (6 月 6 日), 62, 甲 95, 96, 97 (6 月 20 日) 号
 - [3] 甲 102, 103 (6 月 30 日) 号他

1261-018

【[京都府布令書]

[年代] [明治 15 年 12 月]

[点数] 綴り有り 1

[作成] [溝尻村]

[備考]・ 京都府より管内へ出された告示の綴り

1261-019

【[京都府布令書]

[年代] [明治 16 年]

[点数] 綴り有り 6

[作成] 溝尻村

[備考]・ 京都府が管内に出した告示と中央省庁から出された布告、告示、達等を京都府布達、告示として発令したものの綴り

- ・ 作成は綴り 1 頁目に記された「溝尻村」の墨書による
- ・ 内容細目

[1] 明治 16 年 2 月 26 日～3 月 16 日

[2] 明治 16 年 5 月 16～26 日

[3] 明治 16 年 6 月 14～20 日

[4] 明治 16 年 7 月 21～25 日

[5] 明治 16 年 8 月 4～9 日

[6] 明治 16 年 10 月 24, 25 日

1261-020

【[京都府布令書]

[年代] [明治 17 年 1 月]

[点数] 綴り有り 1

[作成] [溝尻村]

[備考]・ 京都府が出した告示と中央省庁から出された布告、布達、告示等を京都府布達、告示として発令したものの綴り

1261-021

【[京都府布令書]

[年代] [明治 17 年 2 月]

〔点数〕 綴り有り 9

綴り無し 1

〔作成〕 溝尻村

〔備考〕・ 京都府が出した告示等と中央省庁より出された布達、布告、告示等を京都府布告等として発令したものの綴り

- ・ 作成は綴り 1 頁目に記された「溝尻村」の墨書による
- ・ 戸長役場から溝尻村への送付状添付のものあり
- ・ 内容細目

〔1〕 明治 17 年 2 月 4～8 日

〔2〕 明治 17 年 2 月 7 日

〔3〕 明治 17 年 2 月 8 日

〔4〕 明治 17 年 2 月 9 日

〔5〕 明治 17 年 2 月 9 日（送付状付）

〔6〕 明治 17 年 2 月 9～15 日

〔7〕 明治 17 年 2 月 18, 19 日（送付状付）

〔8〕 明治 17 年 2 月 18～25 日

〔9〕 明治 17 年 2 月 21 日（送付状付）

〔10〕 明治 17 年 2 月 25, 26 日

1261-022

【〔京都府布令書〕】

〔年代〕 [明治 17 年 3 月]

〔点数〕 綴り有り 11

綴り無し 1

〔作成〕 溝尻村

〔備考〕・ 京都府が出した布達、告示と中央省庁より出された布告等を京都府布告等として発令したものの綴り

- ・ 作成は戸長役場よりの送付状による
 - ・ 内容細目
- 〔1〕 明治 17 年 2 月 28 日～3 月 10 日（送付状付）
- 〔2〕 明治 17 年 3 月 3 日
- 〔3〕 明治 17 年 3 月 5～11 日
- 〔4〕 明治 17 年 3 月 7 日（送付状付）
- 〔5〕 明治 17 年 3 月 10～22 日（送付状付）
- 〔6〕 明治 17 年 3 月 11 日
- 〔7〕 明治 17 年 3 月 13～15 日（送付状付）
- 〔8〕 明治 17 年 3 月 22～24 日（送付状付）
- 〔9〕 明治 17 年 3 月 25, 27 日（送付状付）
- 〔10〕 明治 17 年 3 月 28 日（送付状付）
- 〔11〕 明治 17 年 3 月 31 日（送付状付）
- 〔12〕 明治 17 年 3 月 31 日（送付状付）

1261-023

【[京都府布令書]

[年代] [明治 17 年 4 月]

[点数] 綴り有り 6

[作成] 溝尻村

- [備考]・ 京都府が出した布達（甲号）と中央省庁より出された布告、告示等を京都府布号、告号として発令したものの綴り
- ・ 作成は戸長役場よりの送付状による
 - ・ 内容細目
 - [1] 明治 17 年 4 月 4, 5 日
 - [2] 明治 17 年 4 月 9 日
 - [3] 明治 17 年 4 月 17 日
 - [4] 明治 17 年 4 月 18～22 日
 - [5] 明治 17 年 4 月 22～25 日
 - [6] 明治 17 年 4 月 29 日～5 月 2 日（送付状付）

1261-024

【[京都府布令書]

[年代] [明治 17 年 5 月]

[点数] 綴り有り 7

綴り無し 1

[作成] 溝尻村

- [備考]・ 京都府が出した布達（甲号）と中央省庁より出された布達、布告、告示等を京都府布号、告号として発令したものの綴り
- ・ 作成は戸長役場よりの送付状による
 - ・ 内容細目
 - [1] 明治 17 年 5 月 6 日
 - [2] 明治 17 年 5 月 10～13 日
 - [3] 明治 17 年 5 月 10～14 日
 - [4] 明治 17 年 5 月 14～16 日
 - [5] 明治 17 年 5 月 20～23 日
 - [6] 明治 17 年 5 月 26～28 日
 - [7] 明治 17 年 5 月 28 日
 - [8] 明治 17 年 5 月 29 日

1261-025

【[京都府布令書]

[年代] [明治 17 年 6 月]

[点数] 綴り有り 14

[作成] 溝尻村

- [備考]・ 京都府が出した布達（甲号）、告示等と中央省庁より出された布告、告示等を京都府布号、告号として発令したものの綴り

- ・ 作成は戸長役場よりの送付状による
- ・ 内容細目
 - [1] 明治17年5月6日～6月2日
 - [2] 明治17年6月3, 4日
 - [3] 明治17年6月6～7日 (送付状付)
 - [4] 明治17年6月6～9日
 - [5] 明治17年6月7～17日
 - [6] 明治17年6月11, 12日
 - [7] 明治17年6月13～19日
 - [8] 明治17年6月14日
 - [9] 明治17年6月16日
 - [10] 明治17年6月20日
 - [11] 明治17年6月23, 24日
 - [12] 明治17年6月23～28日
 - [13] 明治17年6月25～27日
 - [14] 明治17年6月27～30日

1261-026

【[京都府布令書]

[年代] [明治17年7月]

[点数] 綴り有り 4

[作成] [溝尻村]

[備考]・ 京都府が出した布達 (甲号)、告示等と中央省庁より出された告示等を京都府告号として発令したものの綴り

- ・ 内容細目
 - [1] 明治17年7月3～15日
 - [2] 明治17年7月10～18日
 - [3] 明治17年7月19日
 - [4] 明治17年7月16～22日

1261-027

【[京都府布令書]

[年代] [明治17年8月]

[点数] 綴り有り 5

[作成] 溝尻村

[備考]・ 京都府が出した布達 (甲号)、告示等と中央省庁より出された告示等を京都府告号として発令したものの綴り

- ・ 作成は綴り1頁目に記された布令到着日と「溝尻村」の朱書による
- ・ 内容細目
 - [1] 明治17年8月5～12日
 - [2] 明治17年8月16～19日
 - [3] 明治17年8月22, 23日

[4] 明治 17 年 8 月 25～28 日

[5] 明治 17 年 8 月 30 日

1261-028

【[京都府布令書]】

[年代] [明治 17 年 9 月]

[点数] 綴り有り 8

[作成] 溝尻村

[備考]・ 京都府が出した布達（甲号）、告示等と中央省庁より出された告示等を京都府告号として発令したものの綴り

- ・ 作成は綴り 1 頁目に記された布令到着日と「溝尻村」の朱書による
- ・ 内容細目

[1] 明治 17 年 9 月 1, 2 日

[2] 明治 17 年 9 月 3, 5 日

[3] 明治 17 年 9 月 6～8 日

[4] 明治 17 年 9 月 8～11 日

[5] 明治 17 年 9 月 15～18 日

[6] 明治 17 年 9 月 19, 20 日

[7] 明治 17 年 9 月 22～24 日

[8] 明治 17 年 9 月 25, 26 日

1261-029

【[京都府布令書]】

[年代] [明治 17 年 10 月]

[点数] 綴り有り 3

[作成] 溝尻村

[備考]・ 京都府が出した告示と中央省庁より出された告示、布告を京都府告号、布号として発令したものの綴り

- ・ 作成は綴り 1 頁目に記された布令到着日と「溝尻村」の朱書による
- ・ 内容細目

[1] 明治 17 年 9 月 29 日～10 月 1 日

[2] 明治 17 年 10 月 3 日

[3] 明治 17 年 10 月 16～20 日

1261-030

【[京都府布令書]】

[年代] [明治 17 年 11 月]

[点数] 綴り有り 8

[作成] 溝尻村

[備考]・ 京都府が出した布達（甲号）や告示と中央省庁より出された布達、告示等を京都府布号、告号として発令したものの綴り

- ・ 作成は綴り 1 頁目に記された布令到着日と「溝尻村」の朱書による

- ・ 内容細目
 - [1] 明治17年10月30日～11月4日
 - [2] 明治17年11月5, 6日
 - [3] 明治17年11月10, 11日
 - [4] 明治17年11月14～17日
 - [5] 明治17年11月20～22日
 - [6] 明治17年11月21, 22日
 - [7] 明治17年11月24, 25日
 - [8] 明治17年11月24～27日

1261-031

【[京都府布令書]

[年代] [明治17年12月]

[点数] 綴り有り 12

[作成] 溝尻村

[備考]・ 京都府が出した布達（甲号）や告示と中央省庁より出された布達、告示等を京都府布号、告号として発令したものの綴り

- ・ 作成は綴り1頁目に記された布令到着日と「溝尻村」の朱書による

- ・ 内容細目

- [1] 明治17年11月27日～12月1日（12月2日着）
- [2] 明治17年11月27日～12月1日（12月8日着）
- [3] 明治17年12月2～10日
- [4] 明治17年12月8～10日
- [5] 明治17年12月12, 13日
- [6] 明治17年12月15, 16日
- [7] 明治17年12月17～19日
- [8] 明治17年12月19～22日
- [9] 明治17年12月24, 25日
- [10] 明治17年12月23, 24日
- [11] 明治17年12月25～27日
- [12] 破損文書

1261-032

【[京都府布令書]

[年代] [明治18年1月]

[点数] 綴り有り 9

[作成] 溝尻村

[備考]・ 京都府が出した布達（甲号）や告示と中央省庁より出された布達、告示等を京都府布号、告号として発令したものの綴り

- ・ 作成は綴り1頁目に記された布令到着日と「溝尻村」の朱書による

- ・ 内容細目

- [1] 明治17年12月27日～18年1月6日

- [2] 明治 18 年 1 月 6 日
- [3] 明治 18 年 1 月 8, 9 日
- [4] 明治 18 年 1 月 9, 10 日
- [5] 明治 18 年 1 月 10～14 日
- [6] 明治 18 年 1 月 6～20 日
- [7] 明治 18 年 1 月 21～24 日
- [8] 明治 18 年 1 月 26～28 日
- [9] 明治 18 年 1 月 27～30 日

1261-033

【[京都府布令書]】

[年代] [明治 18 年 2 月]

[点数] 綴り有り 5
綴り無し 2

[作成] 溝尻村

[備考]・ 京都府が出した布達（甲号）や告示と中央省庁より出された布達、告示等を京都府布号、告号として発令したものの綴り

- ・ 作成は綴り 1 頁目に記された布令到着日と「溝尻村」の朱書による
- ・ 内容細目

- [1] 明治 18 年 2 月 2 日
- [2] 明治 18 年 2 月 3～5 日
- [3] 明治 18 年 2 月 6～9 日
- [4] 明治 18 年 2 月 14～16 日
- [5] 明治 18 年 2 月 16～20 日
- [6] 明治 18 年 2 月 17～23 日
- [7] 明治 18 年 2 月 20 日

1261-034

【[京都府布令書]】

[年代] [明治 18 年 3 月]

[点数] 綴り有り 2

[作成] 溝尻村

[備考]・ 京都府が出した告示と中央省庁から出された告示を京都府告号として発令したものの綴り

- ・ 作成は綴り 1 頁目に記された布令到着日と「溝尻村」の朱書による
- ・ 内容細目

- [1] 明治 18 年 2 月 23 日～3 月 3 日
- [2] 明治 18 年 3 月 12, 13 日

1261-035

【[京都府布令書]】

[年代] [明治 18 年 4 月]

〔点数〕 綴り有り 3
綴り無し 1

〔作成〕 溝尻村

- 〔備考〕・ 京都府が出した布達（甲号）や告示と中央省庁より出された布告、告示を京都府布号、告号として発令したものの綴り
- ・ 作成は綴り 1 頁目に記された布令到着日と「溝尻村」の朱書による
 - ・ 内容細目
 - 〔1〕 明治 18 年 4 月 11 日
 - 〔2〕 明治 18 年 4 月 11～14 日
 - 〔3〕 明治 18 年 4 月 20, 21 日
 - 〔4〕 明治 18 年 4 月 20～27 日

1261-036

【〔京都府布令書〕】

〔年代〕 [明治 18 年 5 月]

〔点数〕 綴り有り 3
綴り無し 1

〔作成〕 溝尻村

- 〔備考〕・ 京都府が出した布達（甲号）や告示と中央省庁より出された告示、達を京都府告号、示号として発令したものの綴り
- ・ 作成は綴り 1 頁目に記された布令到着日と「溝尻村」の朱書による
 - ・ 内容細目
 - 〔1〕 明治 18 年 5 月 7 日
 - 〔2〕 明治 18 年 5 月 7～11 日
 - 〔3〕 明治 18 年 5 月 16 日
 - 〔4〕 明治 18 年 5 月 22 日

1261-037

【〔京都府布令書〕】

〔年代〕 [明治 18 年 6 月]

〔点数〕 綴り有り 3

〔作成〕 溝尻村

- 〔備考〕・ 京都府が出した布達（甲号）や告示と中央省庁より出された告示、布達を京都府告号、布号として発令したものの綴り
- ・ 作成は綴り 1 頁目に記された布令到着日と「溝尻村」の朱書による
 - ・ 内容細目
 - 〔1〕 明治 18 年 6 月 16～18 日
 - 〔2〕 明治 18 年 6 月 23～25 日
 - 〔3〕 明治 18 年 6 月 25～27 日

1261-038

【[京都府布令書]

[年代] [明治18年9月]

[点数] 綴り有り 1

[作成] [溝尻村]

[備考]・ 京都府が出した布達（甲号）や告示と中央省庁より出された告示を京都府告号として発令したものの綴り

1261-039

【[京都府布令書]

[年代] [明治18年11月]

[点数] 綴り有り 2

[作成] 溝尻村

[備考]・ 京都府が出した告示と大蔵省庁より出された告示を京都府告号として発令したものの綴り

- ・ 作成は綴り1頁目に記された布令到着日と「溝尻村」の朱書による
- ・ 内容細目

[1] 明治18年11月12, 13日

[2] 明治18年11月30日

1261-040

【[京都府布令書]

[年代] [明治18年12月]

[点数] 綴り有り 1

[作成] 溝尻村

[備考]・ 京都府が出した布達（甲号）と中央省庁より出された布告を京都府布号として発令したものの綴り

- ・ 作成は綴り1頁目に記された「溝尻村分」の朱書による

1261-041

【[京都府与謝郡達]

[年代] 明治十七年六月十八日

[点数] 綴り有り 1

[作成] [溝尻村]

[備考]・ 与謝郡長より管内へ出された達（与謝郡土木費補助規則）

1261-042

【[京都府与謝郡諭達]

[年代] 明治十八年二月二十一日

[点数] 綴り無し 1

[作成] 溝尻村

[備考]・ 与謝郡長より管内へ出された諭達（縮緬業振興に関して）

- ・ 作成は「溝尻村」の朱書による

1261-043

【京都府布令書】

〔年代〕 明治十九年一月九日

〔点数〕 綴り無し 1

〔作成〕 溝尻村

〔備考〕・ 京都府より各郡に出された布達（明治十九年度地方税に関して）

- ・ 作成は欄外の「溝尻村分」の朱書による

1261-044

【京都府布令書】

〔年代〕 [明治 19 年 2 月]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 溝尻村

〔備考〕・ 中央省庁から出された（万国郵便聯合条約等に関する）布告を京都府布号として発令したもの

- ・ 作成は布令到着日と「溝尻村」の朱書による

1261-045

【[条約加盟調印に関する告知書]】

〔年代〕 千八百八十六年六月五日

〔点数〕 綴り無し 1

〔作成〕 [溝尻村]

〔備考〕・ 在スイス特命全権公使蜂須賀茂韶の記名調印を告知する布告の一部（明治 19 年）

- ・ 綴じ破損，前欠

1261-046

【[京都府布令書]】

〔年代〕 [明治 19 年 8 月]

〔点数〕 綴り有り 2

〔作成〕 溝尻村

〔備考〕・ 京都府が出した告示と中央省庁より出された省令、告示を京都府布号、告号として発令したものの綴り

- ・ 作成は「溝尻村」の朱書による

- ・ 内容細目

〔1〕 明治 19 年 8 月 12 日

〔2〕 明治 19 年 8 月 23, 24 日

1261-047

【[京都府布令書]】

〔年代〕 [明治 19 年 9 月]

〔点数〕 綴り有り 11

〔作成〕 溝尻村

〔備考〕・ 京都府が出した布達（令号）、告示と中央省庁より出された勅令、省令、告示を京都府告号として発令したものの綴り

- ・ 作成は綴り 1 頁目に記された布令到着日と「溝尻村」の朱書による
- ・ 内容細目

- 〔1〕 明治 19 年 9 月 2, 3 日
- 〔2〕 明治 19 年 9 月 3, 4 日
- 〔3〕 明治 19 年 9 月 8, 9 日
- 〔4〕 明治 19 年 9 月 8, 9 日
- 〔5〕 明治 19 年 9 月 11～14 日
- 〔6〕 明治 19 年 9 月 10, 15 日
- 〔7〕 明治 19 年 9 月 17 日
- 〔8〕 明治 19 年 9 月 20 日
- 〔9〕 明治 19 年 9 月 21～24 日
- 〔10〕 明治 19 年 9 月 28 日
- 〔11〕 明治 19 年 9 月 29 日～10 月 2 日

1261-048

【〔京都府布令書〕】

〔年代〕 [明治 19 年 10 月]

〔点数〕 綴り有り 14

〔作成〕 溝尻村

〔備考〕・ 京都府が出した布令と中央省庁から出された省令、告示を京都府布号、告号として発令したものの綴り

- ・ 048-14 は京都府令第 35 号（京都府下の各警察署の所轄が記入されている）で、年次不明であるが、明治 19 年 10 月の綴り中にあり、府令第 34 号は同年 10 月 9 日発令であることから明治 19 年 10 月と推定
- ・ 作成は綴り 1 頁目に記された「溝尻村」の朱書による
- ・ 内容細目

- 〔1〕 明治 19 年 10 月 4 日
- 〔2〕 明治 19 年 10 月 2～9 日
- 〔3〕 明治 19 年 10 月 7～9 日
- 〔4〕 明治 19 年 10 月 11 日
- 〔5〕 明治 19 年 10 月 11, 12 日
- 〔6〕 明治 19 年 10 月 12～15 日
- 〔7〕 明治 19 年 10 月 18, 19 日
- 〔8〕 明治 19 年 10 月 19～21 日
- 〔9〕 明治 19 年 10 月 19～22 日
- 〔10〕 明治 19 年 10 月 25 日
- 〔11〕 明治 19 年 10 月 25～28 日
- 〔12〕 明治 19 年 10 月 28 日

[13] 明治19年10月28日

[14] [明治19年10月]

1261-049

【[京都府布令書]

[年代] [明治19年11月]

[点数] 綴り有り 14

[作成] 溝尻村

[備考]・京都府が出した布達(令号)、告示と中央省庁から出された勅令、省令、告示を京都府布号、告号として発令したものの綴り

- ・作成は綴り1頁目に記された「溝尻村」の朱書による
- ・内容細目

[1] 明治19年11月1~4日

[2] 明治19年11月4日

[3] 明治19年11月4~6日

[4] 明治19年11月8日

[5] 明治19年11月9日

[6] 明治19年11月11日

[7] 明治19年11月12日

[8] 明治19年11月13~15日

[9] 明治19年11月15~19日

[10] 明治19年11月18日(後欠)

[11] 明治19年11月20日

[12] 明治19年11月20~25日

[13] 明治19年11月24日

[14] 明治19年11月24, 25日

1261-050

【[京都府布令書]

[年代] [明治19年12月]

[点数] 綴り有り 14

綴り無し 1

[作成] 溝尻村

[備考]・京都府が出した布達(令号)、告示と中央省庁から出された勅令、省令、告示を京都府布号、告号として発令したものの綴り

- ・作成は綴り1頁目に記された布令の到着日と「溝尻村」の朱書による
- ・内容細目

[1] 明治19年12月1~11日

[2] 明治19年11月30日~12月13日

[3] 明治19年12月2~4日

[4] 明治19年12月8~14日

[5] 明治19年12月9日

- [6] 明治19年12月9～13日
- [7] 明治19年12月13～16日
- [8] 明治19年12月20日
- [9] 明治19年12月20～22日
- [10] 明治19年12月22～24日
- [11] 明治19年12月24日
- [12] 明治19年12月24日
- [13] 明治19年12月27日
- [14] 明治19年12月27, 28日
- [15] 明治19年12月27, 28日

1261-051

【[京都府布令書]】

[年代] [明治20年1月]

[点数] 綴り有り 11

[作成] 溝尻村

[備考]・京都府が出した布達(令号)、布告と中央より出された閣令、省令、告示を京都府布号、告号として発令したものの綴り

- ・ 作成は綴り1頁目に記された「溝尻村」の朱書による
- ・ 内容細目

- [1] 明治19年12月25日～20年1月8日
- [2] 明治20年1月6日
- [3] 明治20年1月6日～13日
- [4] 明治20年1月12日
- [5] 明治20年1月15日
- [6] 明治20年1月15～19日
- [7] 明治20年1月17, 18日
- [8] 明治20年1月14～24日
- [9] 明治20年1月24, 27日
- [10] 明治20年1月24, 27日
- [11] 明治20年1月31日

1261-052

【[京都府布令書]】

[年代] [明治20年2月]

[点数] 綴り有り 1

[作成] [溝尻村]

[備考]・京都府が出した布達(令号)と陸軍省令を京都府布号として発令したものの綴り

1261-053

【[京都府布令書]】

[年代] [明治21年7～12月]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 溝尻村

〔備考〕・ 町村制に関する内務省よりの通牒、指令等を編集して、県甲号として発令したものの綴り

- ・ 作成は綴り第1頁目に記された「溝尻」の朱書による

1261-054

【〔京都府布令書〕】

〔年代〕 [明治]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 [溝尻村]

〔備考〕・ 酒造営業人心得、自家用料酒製造人心得よりなる綴り

- ・ 綴じ糸破損のため、当センターにて仮綴
- ・ 第12丁欠落

1261-055

【〔京都府布令書〕】

〔年代〕 [明治]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 [溝尻村]

〔備考〕・ 憲兵条例

- ・ 綴じ糸破損のため、当センターにて仮綴
- ・ 第5丁欠落

1261-056

【〔京都府布令書〕】

〔年代〕 [明治]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 [溝尻村]

〔備考〕・ 17条より成る種痘接種の方法及び注意点

- ・ 第1丁欠落

1261-057

【〔京都府布令書〕】

〔年代〕 [明治]

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 [溝尻村]

〔備考〕・ 公証人に関する規則 第1～8, 15～29の各条欠

- ・ 綴じ糸破損のため欠落有り（第1, 2, 4～7丁欠落）

1261-058

【[京都府布令書]

[年代] []

[点数] 綴り有り 1

[作成] [溝尻村]

[備考]・ 街道やその範囲の変更追加及び船筏路（川）の範囲の変更が記されているが、これらにかかると地方税負担のための変更か
・ 綴じ糸破損のため、前欠（第1丁欠落）

1261-059

【[京都府布令書]

[年代] []

[点数] 綴り有り 1

[作成] [溝尻村]

[備考]・ 電報電信に関する諸規則
・ 綴じ糸破損のため、前後欠（第1～6, 14～欠落）

1261-060

【[京都府布令書]

[年代] []

[点数] 綴り有り 1

[作成] [溝尻村]

[備考]・ 火薬、弾薬取扱いに関する規則
・ 綴じ糸破損のため、前欠（第1丁欠落）
・ 破損著しい

1261-061

【[府庁歳入出表]

[年代] []

[点数] 綴り無し 1

[作成] [溝尻村]

[備考]・ 予算書か決算書か不明
・ 綴じ糸破損のため、前後欠

1321 令達綴込 島根県邑智郡井原村役場文書
(現邑南町)

1321-001

【島根県告示】

〔年代〕 明治三十二年一月ヨリ 同三十六年十二月マデ

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 井原村役場

〔備考〕・ 島根県告示を村役場が編綴したもの
・ 農商務省令第 26 号による農会調査報告様式（明治 36 年告示 8 号）あり
・ 当センター作成の帙入り

1321-002

【島根県告示】

〔年代〕 自明治三十七年一月 至同四十一年十二月

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 井原村役場

〔備考〕・ 島根県告示を村役場が編綴したもの
・ 当センター作成の帙入り

1321-003

【島根県告示】

〔年代〕 従明治四拾四年 至大正一年

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 井原村役場

〔備考〕・ 島根県告示を村役場が編綴したもの
・ 明治 42, 43, 44 年 3 か年の西郷町、浜田市場、松江市場それぞれの物価表（明治 45 年告示第 183 号）あり
・ 表紙に「第二六〇号」とあり

1331 令達綴込 岡山県邑久郡藤井村安仁神社文書
(現岡山市西大寺一宮)

1331-001

【内務省布達】

〔年代〕 明治七年分

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 安仁神社 社務所

- 〔備考〕・ 内務省の布達（甲号）、達（乙号）を安仁神社が綴り、表紙をつけたもの
- ・ 収録期間：明治7年10～12月，明治8年1～4月
 - ・ 明治七年分と八年分巻号の合綴
 - ・ 小口書に「内務省布達 明治七年八年」と墨書あり

1331-002

【工部省布達】

〔年代〕 明治七年八年分

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 安仁神社 社務所

- 〔備考〕・ 工部省布達を安仁神社が綴り、表紙をつけたもの
- ・ 収録期間：明治7～9年
 - ・ 明治七、八年分と九年分の2冊合綴
 - ・ 小口書に「工部省布達 明治七年同八年」とあり

1331-003

【内務省布達】

〔年代〕 明治八年分

〔巻号〕 弐号

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 安仁神社 社務所

- 〔備考〕・ 内務省の布達（甲号）を安仁神社が綴り、表紙をつけたもの
- ・ 収録期間：明治8年5～11月，明治9年1～6月
 - ・ 明治八年分弐号、「内務省甲第一号 明治九年一月八日」「内務省布達 明治九年分弐」の3冊の合綴
 - ・ 小口書に「内務省布達 自明治八年 至同九年」とあり

1331-004

【内務省甲第三十三号】

〔年代〕 明治九年八月十四日

〔巻号〕 四

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 安仁神社 社務所

- 〔備考〕・ 内務省布達甲第33号（村々合併改称に付き布達）とこれ以外の内務省布達即ち甲第

22号（明治9年6月14日発令の村々合併改称に付き布達）及び甲23～44号の明治9年分の綴り

- ・ 甲29号は米会所成規の布達
- ・ 表記の綴りと「内務省布達 明治九年分」の合綴
- ・ 表記に夫々「四」と「五」の朱書あり

1331-005

【内務省布達】

〔年代〕 明治十年分

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 安仁神社 社務所

- 〔備考〕
- ・ 内務省布達各号の明治10年11年分の布達、達等の綴り
 - ・ 甲第2号（明治11年3月1日発令の村々合併改称につき布達）
 - ・ 表記の「明治十年分」と「内務省布達 明治十一年一月ヨリ」の2冊合綴
 - ・ 小口書に「自明治十年至同十一年、内務省布達」と墨書あり

1331-006

【内務省 [布達]】

〔年代〕 明治十二年分

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 [安仁神社 社務所]

- 〔備考〕
- ・ 内務省布達各号の布達、達、告示等明治12～16年分の綴り
 - ・ 社寺局主管内務省達書あり
 - ・ 表記「明治十二年分」と「内務省達 明治十三年一月より同十四年、同15年、同十六年、社務所」と記された綴りとの合綴
 - ・ 小口書に「内務省布達 自明治十二年」と墨書あり

1332 令達綴込 小田県賀陽郡小三十六区文書
(現岡山市総社市)

1332-001

【小田県達】

〔年代〕 明治六年三月

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 賀陽郡小三十六区

- 〔備考〕・ 生絲製造取締規則（明治6年1月太政官発）を小田県が管内に出した小田県達五十四号
- ・ 表記は「製糸製造取締規則」、右肩に「賀陽郡小三十六区」と朱書あり

1332-002

【小田県達】

〔年代〕 明治六年三月、四月

〔点数〕 綴り有り 1

〔作成〕 賀陽郡小三十六区

- 〔備考〕・ 蚕種原紙売捌改正規則、鳥獸獵規則改正等の太政官布告を小田県が管内に出した達の綴り（第55号～60号）
- ・ 表記は「蚕種原種売捌改正規則」、巻尾に「賀陽郡小三十六区」とあり